

## 「第 7 期飯塚市障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画」策定に係るご意見内容と市の考え方について

●意見募集結果：提出者数・意見等件数 1名・4件

	市民からの意見		対応（回答）
	該当箇所	意見	
1	P26 地域生活支援（拠点等が有する機能）の充実	<p>計画素案の 26P にあります、地域生活支援拠点等の事業が令和 4 年度より当圏域基幹センターでは、コーディネーターを配置され、本格的に始まりましたとの告知がホームページ等で発表されています。</p> <p>実際に必要な 5 項目のうち③項目の“体験ルーム”の運営は行われていますが、現在はまだ実行されていない項目①と②の令和 6 年度中の制度開始を行政の方をお願い致します。</p> <p>①支援の見込まれない障がい当事者・家ぞくの“事前登録”と“緊急時の基幹センターへの連絡”体制の確保、②“緊急時の受け入れ対応”等の支援体制</p> <p>※①、②は、いずれも緊急の対応ですので、他の圏域では、“24 時間 365 日”＝常時の体制で行われています。その為、行政の方に基幹センターへの人員・予算の確保を宜しくお願い致します。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>地域生活支援拠点等の整備にあたっては、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークで検討を行い、国から示された「面的整備」の手法を用いて既存の地域資源を活用することで整備を行いました。</p> <p>その中で、配置された専任のコーディネーターが相談等の支援に対応するとともに、緊急時の一時受け入れにつきましてはコーディネーターが中心となり、施設との調整を行い常時利用できる体制を整えています。今後は飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークにおいて、運用状況の検証を行い、人材の確保・機能の強化等に向けた検討を進めていきます。</p>
2	P26 地域生活支援（拠点等が有する機能）の充実	<p>地域生活支援拠点等事業の制度開始時期は、国の基本指針が（平成 29 年まで）→令和 2 年まで→令和 5 年まで→令和 8 年まで（※全て年度末まで）と再三にわたり延期されています。対象としては現在も特別な事情がある（基幹センターが無い、コーディネーターが置けない、人員・予算が取れない。事業所が無い、等）地域ではないでしょうか。</p> <p>飯塚市圏域では令和 5 年度から始まっていますので、令和 6 年度からの第 7 期一・計画では、積極的、早期に具体的な事業内容の計画（人員及び予算）を作っていただくようお願い致します。</p>	

【資料 1 - 1】

3	P26 地域生活支援 (拠点等が有する機能)の充実	<p>「第7期飯塚市障がい福祉計画の3章-3の(タイトル)を地域生活支援の充実から第6期____・____の“地域生活支援拠点等が有する機能の充実”へもどしていただく様をお願いします。」</p> <p>◎現在でも“地域生活支援拠点等事業”と“地域生活支援事業”が混同され関係者にも、周知されていない状況です。</p> <p>その結果、“地域生活支援拠点等事業”の体制を強化充実する為の支援ニーズの把握が遅れ、検証及び検討が正確になされず、具体的制度の確保(人員・予算)が難しくなると考えます。</p> <p>(・第7期素案の第6章に見込みと確保策があるので)</p> <p>「※第6期計画(3-3)のタイトルが正しいと思います。」</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>障がい福祉計画につきましては厚生労働省が示す「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に即して作成を行います。</p> <p>成果目標に係る項目の名称につきましても国の指針で定められた名称で設定を行うものです。</p>
4	P27 強度行動障がい者を有する障がい者の支援体制の充実	<p>強度行動障害を有する者の支援体制を整えるため、その状況や支援ニーズを把握する際に(入所施設、グループホーム、及び自宅での“不適切な支援”と“強度行動障害”と“虐待行為”の関係性)や居宅や施設での困難事例を検証及び検討して具体的な支援対策計画(人員及び予算)を作っていただく様をお願いします。</p>	<p>貴重なご意見ありがとうございます。</p> <p>飯塚圏域において、地域生活支援拠点等の支援の実績等の検証及び検討を実施しております。その中で、強度行動障がい者を有する障がい者の人数や現状について調査をし、支援ニーズの把握を進めております。</p>